

第四 本件申立人の所屬する団体の性格

本件申立人



が所屬する

「釜ヶ崎日雇労働組合」は、昭和五一年

七月一日に結成され、その後、昭和五三年五月に法

内組合として認定を受けた団体であるが、

その実体は、極左暴力集団である。

一 極左暴力集団による地区内活動のばじまり

極左暴力集団である

共産主義者同盟赤軍派

にあつては、昭和四六年ごろから、あいらん地区を

革命の学校、革命の拠点

と位置づけ、介入の機をうかがっていたが、昭和

四七年二月、同派構成員  が中心

となって地区内活動拠点



勝浦食堂

を開設した。

一方、昭和四七年五月ごろには、当時既に  
地区内で活動していた

全港湾建設支部 西成分会の反主流派

旧ML派

日中友好（正統）西成支部

等極左系組織が、総評系系である金港湾の  
活動方針に反発して

野鳥の会

を結成するに至った。

これらの動きと時を同じくして、東京の山谷

から



(昭和五年六月自殺)

が、あいりん地区入りをした。

右 松本洲治は、昭和四一年ごろ東京山谷  
において

暴動有理、革命無罪

等もスローガンに掲げ過激な実力闘争を  
主張して結成された

労働者解放旅団

の中心的人物であり、

昭和四七年一月二六日

あいりん総合センター爆破事件

の捜査が自己の周辺に及んできたことを察知して逃走中、昭和五〇年六月二五日沖繩県下において

私は生き残るため死ぬのだから

世界反革命勢力の後方を

世界革命へ転化せよ

と遺言して焼身自殺したのであるが、同人の思

想は、今も

松本イズム

としてあいりん地区内の極左勢力によって  
継承されているところである。

二 釜ヶ崎共闘会議の結成

前述のとおり、あいりん地区内で活動を開始

した

勝浦飲食店

野鳥の会

労働者解放旅団

等は、

昭和四七年 五月二八日

あがりん総合センター内における就労

手配師土建業鈴木組との紛争

を四日間にわたる暴動事案に発展させたのを  
機に、

釜ヶ崎労働者の解放及び悪徳

手配師の追放闘争を強化発展

させるため

として、昭和四七年六月一日

暴力(悪徳)手配師追放釜ヶ崎

共闘会議

を結成した。

右共闘会議は、結成当初から

相手配師闘争及び権力機関

に対する実力闘争

を課題として

やられたらやり返せ

釜ヶ崎労働者にとって集会デモは即暴動

暴動有理、革命無罪

等と呼号し、労働者をもせんと動して、翌四八年

にかけ、暴動事案 七件を発生させた

ほか、

昭和四七年九月四日



による

浪速警察署水崎町派出所爆破事件

昭和四七年一月二十六日

あいりん総合センター爆破事件



を敢行するなど、極めて過激な闘争を展  
開した。

三 釜ヶ崎共闘会議の分裂と釜ヶ崎日雇労働組合の結成

前述のように過激な行動で構成員多数  
が検挙されたことなどから釜ヶ崎共闘会議  
の組織は、漸次弱体化し、さらに、各種闘争

路線をめぐって内部対立が起こり、昭和五一年

二月ごろには、組織が分裂するところとなった。

その後

昭和五一年七月一日



(旧ML派)の率いるグループ

が中心となって

釜ヶ崎 日雇労働組合

が結成されるに至った。

右釜ヶ崎日雇労働組合の発足時における主要幹部は、

赤女員長  (旧ML派)

副委員長  (元赤軍派 現 共産同赫放派)

書記長  (旧共産同系 現 共産同赫放派)

であり、いづれも釜ヶ崎共闘会議の構成員

であった者であるところから、釜ヶ崎日雇労働組合の性格は、釜ヶ崎共闘会議とほぼ同一であるものといふことができらる。

このようにして結成された釜ヶ崎日雇労働

組合は、昭和五三年四月には、地内内の

ヤ秋之茶屋二丁目五―二三

に所在する鉄骨五階建、敷地面積四八〇

平方メートル、建築面積三四、二平方メートルのビ  
ルを購入し、

### 釜ヶ崎解放会館

を開設、現在も活動の拠点として使用して  
いる。

こうした経緯の中でも内部対立は繰り  
返され、昭和五五年四月、

石川カンパ訴訟問題

をめぐり対立に

労働者解放旅団勢力による

大衆闘争路線解任工作

等が加わって



副委員長を中心とす

る実力闘争旅グループが



委員長

を解任する筈に出、以降



が委員

長代行を名乗るところとなったが、同人は、

昭和五三年七月七日

### 中島組飯場放火事件

に係る実刑判決により、昭和五六年一月九日、収監以来現在も在監中である。

釜ヶ崎日雇労働組合は、結成以来各種地区内行事、抗議押しかけ行動等を通じて

地区内労働者に対する反権力思想、革命思想の扶植に専念してきたが、これらの活動の間、次のとおり数多くの不法事実を敢行している。

- (一) 昭和五三年四月、釜ヶ崎解放会館開きと称して、同会館前路上に約三〇〇人の労働者をい集させ、

委員長（当時）

副委員長（当時）

らが、アジ演説を行っていたがい集した労働者による暴動事案への発展を防止するため

所轄警署長が警告を繰り返したにも

かわらず、これに従わなかったため、右両名が

道路交通法違反として、ほか構成員一名

が公務執行妨害罪として現行犯逮捕された。

(二) 昭和五三年五月一日、第九回釜ヶ崎マーチー  
でデモ警備中の警察官を殴打した

構成員

ほか一名

が公務執行妨害罪として現行犯逮捕された。  
(三) 昭和五三年六月二十六日箕面市内に所在する



中島組飯場で発生した

労働者不法監禁事件

に端を発して

同年六月二七日以降

連日五〇人ないし六〇人を動員して

同飯場事務所押しかけ、執よるな抗議

行動を展開する中ぞ、

同年七月七日前記飯場に対して

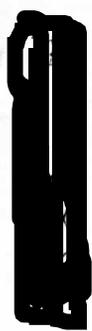
火炎びんを投てきして放火する

という悪質な事案を敢行したが、本件に關して、後日、

副委員長（当時）

構成員

構成員



の三名が通常逮捕された。

(四) 昭和五四年一月、大阪市があいりん越え対策の一環として、大阪市住友江区に設置した

南港臨時宿泊所

に対して約一〇〇人の労働者を動員して押しかけ、これらをせん動して施設内へ不法侵入したため

木女員長（当時）



ほか一名

が建造物侵入罪で現行犯逮捕された。

四 釜ヶ崎日雇労働組合・争議団の結成

釜ヶ崎日雇労働組合が、その前身ともいえる

釜ヶ崎共闘会議当時において（故）



の率いる

労働者解放旅団

と結合していたことは前述のとおりであるが、釜ヶ崎共闘会議の分裂で、釜ヶ崎日雇労働組合となった後も、労働者解放旅団との交流は続いており、とくに、

昭和五四年八月開催の

第八回釜ヶ崎夏祭り

昭和五四年一月から翌年二月にかけての

第一回釜ヶ崎越冬闘争

等を通じて交流が深まる所となり、

昭和五五年 四月二日

釜ヶ崎解放のためには悪徳手配師

追放 釜ヶ崎共闘会議結成に至った

暴力手配師暴力紛場追放を



甚し盤として闘争に立ちかゝるべきである

として、地区内労働者に結集を呼びかけ

釜ヶ崎日雇労働組合・争議団

を結成するに至った。

このことは、釜ヶ崎日雇労働組合が船本  
イヅムを中心とした継承者たる



らと結合して、さらに過激性を強めることにもつながら  
るものであり、結合以来の飯場闘争等を通じて  
て敢行した次のような不法事案の数々からもその片  
鱗がうかがえる。

(一) 昭和五五年八月、通称三角公園で行われた茅九回釜ヶ  
崎り及祭りの際、警戒中の警察官に対して、空じん爆竹等  
を投りつけた構成員五名が、公務執行妨害罪で現行犯逮捕された。

(二) 昭和五六年一二月二五日、第一三回釜ヶ崎越冬闘争の一環として、構成員一三名が大阪市立更生相談所には押しかけた際、

書記長

が、同相談所職員を殴打して傷害を与え、後日、通常逮捕された。

(三) 昭和五七年五月二七日、あいりん地区内において、

構成員



ら八名

が所轄西成警察署長の警告を無視して

停車街宣を行い、労働者約六〇〇人をい集

させ暴動寸前の状態を現出させた。

この際、

構成員



が公務執行妨害罪、傷害罪、道路交通法

違反として現行犯逮捕されたほか、後日、

書記長

構成員

が道路交通法違反として通常逮捕された。

(四) 翌五月八日には、

全国日雇労働組合協議会結成集会

が終了した後、騒動を期待する如く

西成警察署前付近道路にたむろして  
いる労働者も警察官が整理して  
いた際、労働者もせん動して約一  
五〇人のい集事案を  
発生させた。

(五) 昭和五七年七月二七日  
あいらん総合センター  
において

書記長

ら一三名

が手配師一名を取う囲み、

労働者を馬鹿にした。あやまれ

等と追求するとしても、労働者をもせん動して

約三五〇人とい集させた。

さらに翌月の一八日にも前記同手配師を

取り囲み糾弾集会と称して、労働者をもせん

動、約一〇〇〇人のい集事案を、発せさせ

た。

(六) 昭和五七年八月二十五日、あいりん総合センター  
において、構成員ら二〇名余りが職業安定  
所窓口は押しかけ、相談中の一般労働者も  
押しのけたうえ

就労申告書制度廃止に対する抗議  
と称して窓口を旗竿で叩いたり、就労申告

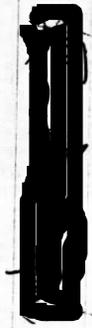
書用紙を散乱させるなどの行為を、管理者  
の退去要求にも応ずることなく、窓口業務を  
妨害する事案を発生させた。

(七) 昭和五七年七月二日福井県下で行われた  
もんじゅ公開ヒアリング

の現地闘争に参加し、際、警備中の警

察官に対して旗竿で暴行を加えた

構成員



が公務執行妨害罪で通常逮捕された。

(疎乙多一五号乃至第一七号証)

